

1 訂正の基本的考え方

(1) 「自己を本人とする保有個人情報」(法第90条第1項)

法の訂正請求の対象は、自己を本人とする保有個人情報全てではなく、法の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受けた次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

ア 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」(法第90条第1項第1号)

行政機関等が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

イ 「開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」(同項第2号)

法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にする。

(2) 正確性の確保と「評価」に関する情報の取扱い

訂正は、法第65条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることのできるのは「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正請求の対象は「事実」であって、評価及び判断には及ばない。このため、評価又は判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定を行う。

法における訂正請求制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価、判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価及び判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実当たる。

2 当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときの取扱い(法第90条第1項ただし書)

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとされている。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。また、当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、訂正について他の法律又は

これに基づく命令の規定により特別の手續が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表する（法第75条第1項及び第74条第1項第10号）。